

尼崎市青年等就農計画認定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、今後本市の農業を担う農業者を育成していくために、農業経営を効率的かつ安定的に行おうとする若手農業者（以下「青年等」という。）が作成する計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項に定めがある青年等就農計画の認定に関することのほか、必要な事項を定める。

(申請者の要件)

第2条 青年等就農計画の申請者は、本市の区域内において新たに農業経営を営む、又は営もうとする者（新たに農業経営を営む者で農業経営を開始してから5年を経過しないものを含む。）であって、次に掲げる要件を満たす者（法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けている、または受けたことがある青年等を除く）とする。

- (1) 青年（18歳以上45歳未満）ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。
- (2) 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員过半数を占める法人

(認定基準)

第3条 作成された青年等就農計画の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 経営規模や所得、労働時間等自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など経営改善目標とその達成に向けた取組が具体化された計画であること。
- (2) 市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の目標とする労働時間（主たる農業従事者1人あたり1、800時間程度）及び農業所得（主たる従事者1人あたり概ね200万円）に達すると判断される計画であること。
- (3) 基本構想の営農の指標に定められていない営農類型について認定申請があった場合には、これまでの研修経験等をふまえ当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しており、目指している所得水準が基本構想における目標年間所得以上であれば認定するものとする。
- (4) 計画における目標農業所得が基本構想で設定された水準を下回る場合も、就農計画申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、就農計画申請者が意欲を持って計画に記載

された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示された所得水準等に到達することが見込まれる場合はその計画を適切であると判断する。

(5) 計画の申請年度において、基本構想の目標とする所得を達成している青年等が申請する青年等就農計画については、その内容がさらなる所得の向上を目指し、より一層の経営改善を図ろうとするものであること。

(6) 青年等就農計画の認定により、申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるものであり、経営の改善・発展に向けた取り組みにより、効率的かつ安定的な農業経営が期待できるものであること。

(申 請)

第4条 青年等就農計画の認定を受けようとする者は、認定希望日より2ヶ月前までに青年等就農計画認定申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。
なお、複数市町村において認定を受けようとする者は、それぞれの市町村に対して同一の計画で申請を行うことができるものとする。

(審 査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、翌月中に申請内容について尼崎市農業委員会、兵庫県阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合に意見を求め、認定基準と照合し、計画が適当と認められたときは青年等就農計画(変更)認定通知書(様式第2号)により、不適当と認められたときは青年等就農計画(変更)不認定通知書(様式第3号)により申請人に通知するものとする。

2 認定通知を行った時は、認定通知書の写しを付してその旨を尼崎市農業委員会、兵庫県阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合に通知するものとする。

(青年等就農計画の変更等)

第6条 前条の規定による認定を受けた青年等のうち、計画期間の途中において計画の内容の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

2 第3条及び前条の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

(経営状況報告等)

第7条 市は、第5条に基づく認定を受けた青年等に対し、必要に応じて経営状況の報告を求めることができるものとする。

(認定の取消し)

第8条 第5条の規定による認定を受けた青年等が、認定の有効期間の途中にあつて、認定基準を満たしていないこと、又は、認定基準を満たす見込みがないことが明らかになった場合は、市は改善指導を実施し、一定期間を経過しても改善が確認されない場合は、関係機関において審査を行い、認定の取消しが適当と認められたときは、青年等就農計画認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。